

令和 5 年 1 月 16日

葬祭業者 各位

一般財団法人 八王子市まちづくり公社
榑原斎場事務所長

榑原斎場の新型コロナウイルス感染症のガイドライン改正に伴う施設利用について

日頃より榑原斎場の運営にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、国より新型コロナウイルス感染症のガイドラインが改定されました。

これに伴い、八王子市斎場より皆様のもとへ「新型コロナウイルス感染症による死亡者の斎場利用等について」という通知が届いたこととおもいます。榑原斎場におきましても、八王子市斎場に準じて下記のとおり取扱いさせていただきます。

なお、ご不明な点がありましたら榑原斎場までお問い合わせください。

記

今後、斎場施設(式場・霊安室)は、通常利用でご使用いただけます。

1. 新型コロナウイルス感染症による死亡者の場合は、予約後榑原斎場事務所までご連絡をお願いします。
2. 【エンゼルケア・エンバーミング等の死後処置を行った場合】
納体袋使用の必要はありません。
3. 【エンゼルケア・エンバーミング等の死後処置を行わないで納体袋なしの場合】
式場・霊安室等のご利用の際は、柩の蓋を開けることはできません。
4. 【特別な理由(死後処置を行わない・体液漏出のリスク・損傷が激しい・解剖後等)で納体袋を使用する場合】
式場・霊安室等のご利用の際は、納体袋を開けることはできません。
5. その他の注意点等は、八王子市斎場の通知をご確認ください。

今後とも斎場運営につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

お問い合わせ先 榑原斎場事務所
TEL 042-620-3101
FAX 042-620-3102